



鳥取県公報

平成13年 5月25日(金)
号外第56号

毎週火・金曜日発行

目 次

公 告	狩猟免許試験の実施（森林保全課）.....	1
	狩猟免許の更新に係る適性検査等の実施（"）.....	2

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成13年 5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 受験対象者

鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、法第6条各号のいずれにも該当しない者。

2 実施期日等

実 施 期 日	時 間	場 所
平成13年 7月17日（火）	午前 9時30分から	倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所 第3会議室ほか
平成13年 8月 1日（水）	午前 9時30分から	米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 第12会議室ほか
平成13年 9月 4日（火）	午前 9時30分から	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂ほか

（注）受験申込みの時に受験希望月日を申し出ること。

3 試験科目

- （1）適性試験（視力、聴力及び運動能力）
- （2）知識試験（鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関する知識）
- （3）技能試験（猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を管轄する地方農林振興局長又は日野総合事務所

農林局長に提出すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けていない者にあつては、法第6条第2号又は第3号に該当しないことについての医師の診断書

5 申込期限

受験しようとする日の7日前まで

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許手数料5,300円(法第7条第3項後段の規定により狩猟免許試験の一部免除の対象となる者にあつては、4,000円)

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 その他

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課(電話0857-26-7306)、各地方農林振興局林業振興課又は日野総合事務所農林局林業振興課に問い合わせること。

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号。以下「法」という。)第7条ノ4の規定による狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成13年 5月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 対象者

鳥取県に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとする者。

2 実施期日等

(1) 鳥取地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成13年 8月7日(火)	午前9時から	鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所講堂	鳥取市、岩美郡又は気高郡に住所を有する者

(2) 八頭地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成13年 7月24日(火)	午前9時から	八頭郡郡家町大字宮谷80 郡家町中央公民館大集会室	八頭郡に住所を有する者

(3) 倉吉地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成13年 7月11日(水)	午前 9時から	倉吉市東巖城町 2 鳥取県中部総合事務所講堂	倉吉市又は東伯郡 に住所を有する者

(4) 米子地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成13年 7月26日(木)	午前 9時から	米子市鞆町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂	米子市、境港市又 は西伯郡に住所を 有する者

(5) 日野総合事務所農林局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
平成13年 7月30日(月)	午前 9時から	日野郡日野町舟場107-1 日野町林業総合センター	日野郡に住所を有 する者

3 講習

(1) 科目

- ア 鳥獣保護及び狩猟に関する法令
- イ 鳥獣の判別
- ウ 猟具の取扱い

(2) 時間

3時間

4 適性検査

講習終了後、狩猟に関する適性を審査するため、次の事項につき適性検査を行う。

(1) 視力

(2) 聴力

(3) 運動能力

5 申込手続

所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて、住所地を管轄する地方農林振興局長又は日野総合事務所農林局長に提出すること。

(1) 申請前 6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 1枚

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けていない者にとっては、法第6条第2号又は第3号に該当しないことについての医師の診断書

6 申込期間

- 鳥取地方農林振興局管内 平成13年 7月31日(火)まで
- 八頭地方農林振興局管内 平成13年 7月17日(火)まで
- 倉吉地方農林振興局管内 平成13年 7月 4日(水)まで
- 米子地方農林振興局管内 平成13年 7月19日(木)まで
- 日野総合事務所農林局管内 平成13年 7月23日(月)まで

7 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

(1) 狩猟免許更新手数料 2,900円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部森林保全課(電話0857-26-7306)各地方農林振興局林業振興課又は日野総合事務所農林局林業振興課に問い合わせること。